和歌山大学学生の特別な事由による欠席の取扱いに関する要項

平成２９年１０月１８日
教 務 委 員 会 決 定
令 和 ５ 年 ７ 月 １ １ 日
教務委員会最終改正

（趣旨）

第１条　この要項は、和歌山大学学生の特別な事由による欠席の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（該当する事由）

第２条　特別な事由による欠席とは、次の各号の一に該当する場合とする。

（１）　忌引き（配偶者及び２親等以内）の場合

（２）　災害等により、通学不能となる場合

（３）　学校保健安全法施行規則（昭和３３年６月１３日文部省令第１８号）第１８条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染しているおそれがある場合

（４）　裁判員又は裁判員候補者として任務を果たす場合

（５）　その他、学長が特に必要と認めた場合

（手続）

第３条　前条各号の一に該当する学生は、申請に必要な書類（別紙）が整い次第（学校保健安全法（昭和３３年４月１０日法律第５６号）第１９条の規定により出席を停止されている場合は、出席停止の期間後）、すみやかに特別な事由による欠席申請システムにて手続きを行い、交付された申請書を欠席した又は欠席することとなる授業の担当教員（以下「担当教員」という。）に提出するものとする。

（授業の取扱）

第４条　前条の規定により学生から申請書の提出を受けた担当教員は、当該授業について、課題作成その他の方策により可能な範囲で学修の補充支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮するものとする。

（単位認定試験における取扱）

第５条　単位認定試験の欠席については、本要項によらず、「追試験に関する取扱い要項」によるものとする。

附　則

この要項は、平成２９年１０月１８日から実施する。

附　則

この改正要項は、令和元年１０月１６日から実施する。ただし、第５条については、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この改正要項は、令和５年６月１３日から実施し、令和５年５月８日から適用する。

附　則

この改正要項は、令和５年７月１１日から実施する。

〈参考〉

学校保健安全法施行規則（抜粋）

（感染症の種類）

第十八条　　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一　　第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号 に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二　　第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三　　第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症※

２　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条　　令第六条第二項 の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二　　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ　百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ　麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ　流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹　が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ　風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ　水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト　咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

チ　新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

三　　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四　　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五　　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六　　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※　上記、学校保健安全法施行規則　第 18 条第 1 項第 3 種の「その他感染症」は、本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とし、キャンパスライフ・健康支援センター長の意見に基づき、教育担当理事が決定し、公示する。

＜別　紙＞

期間及び必要書類について

事由	期間	必要書類
忌引き（配偶者及び２親等以内）の場合	配偶者及び１親等 （父母※養父母を含む） →連続した７日以内 ２親等（祖父母、兄弟姉妹） →連続した３日以内	「会葬御礼」等 通夜、葬儀の日程がわかるもの
災害等により、通学不能となる場合	現に居住している住居等の崩壊、住居等からの通学手段が遮断された場合、回復するまでの間の内必要な期間	罹災証明書等 公的機関等の証明書
学校保健安全法施行規則第１８条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染したおそれがある場合	学校保健安全法施行規則第１９条に規定する期間（２か月を超えた場合を除く）	治癒証明書又は診断書、学校医の意見書等 インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、診療明細、処方箋等で、病名及び診断日、治癒までの期間が確認できるもの（症状改善の自己申告含む）
裁判員又は裁判員候補者としての任務を果たす場合	裁判所へ出頭する日	裁判所からの呼出状及び出頭証明書のコピー
その他、学長が特に必要と認めた場合	学長が必要と認めた期間	学長が必要と認めたことがわかる書類（当該事由の担当部署に相談すること）

＜参　考＞

特別な事由による欠席の申請フロー

学生	各学部等係	授業担当教員
【申請準備が整った時（必要書類が揃った時)】 ●Forms【特別な事由による欠席申請】から必要書類を添付し、手続きを行う。 （システム申請後、自動返信メールが届く）	●申請事由に応じた必要書類が添付されていることを確認のうえ「特別な事由による欠席申請」を受理	
	●申請学生（大学メール）に受理完了後の申請書（PDF）をメールで送付する。 ※受理完了後の申請書は、様式の左上に受理番号が付与される。	
●各学部等係から送付された受理完了後の申請書（PDF）を印刷して、各授業担当教員へ提出する。		●学生から「特別な事由による欠席について」の報告を受けた授業担当教員は、当該授業について、課題作成その他の方策により可能な範囲で学修の補充支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮するものとする。
●授業担当教員より課題作成・教材等の受領等の指示を受ける。		